



新型コロナワクチン接種業務に従事する 医療職の被扶養者の収入確認の特例について

新型コロナワクチン接種業務は、例年ない対応として期間限定的に行われるものであるため、ワクチン接種が始まった令和3年4月からワクチン接種の実施期間である令和4年2月末までのワクチン接種業務に従事したことによる給与収入は、算定しません。

対象者

新型コロナワクチン接種業務に従事する医療職(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士)

対象となる収入

ワクチン接種業務に従事したことによる給与収入

手続きの方法

新たな被扶養者認定または被扶養者資格継続調査において対象となる収入がある場合は、ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市(区)町村、医療機関等)から証明を受けた、「新型コロナワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」を提出してください。

申立書は、所属所の共済事務担当課から受け取るまたは当組合ホームページからダウンロードして使用してください。

その他

- ワクチン接種会場の受付事務など特例の対象とならない場合もあります。
- 申立書は被扶養者認定及び被扶養者資格継続調査の添付書類となります。